

「微量 PCB 混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」 第 7 回会合より



環境省は「微量 PCB 混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」第 7 回目会合を持ちました。これまで検討されてきた課題に対する案が文書で提示され、微量 PCB 処理に向け、焼却処理・収集運搬のガイドライン等が明らかになりました。

平成 18 年、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある廃棄物として環境省令で定めるものについて、高度な技術を用いて無害化処理を行う者を国が認定する（認定者については廃棄物処理業及び施設設置にかかる許可を不要とする）制度が施行されました。現在対象となる物質は石綿（アスベスト）を含む廃棄物に限定されていましたが、微量 PCB 含有廃棄物についてもその対象とするために告示の改正が検討されています。今後パブリックコメントを募集し、早ければ 4～5 月に告示が交付され、認可を受けた施設から順次処理が始められます。

処理方法については焼却処理のガイドライン（素案）が提出されました。今後処理を加速化させていくためにも、焼却温度（現行法では 1100℃以上）や、二次汚染物を焼却処理に組み込む等、再検討が必要であるという意見も出されました。洗浄処理については今後ガイドラインがまとめられるそうです。また、定期的に排水や大気中の PCB・ダイオキシン類濃度を測定し周辺環境への影響が無いか確認することとしています。

このほか収集運搬ガイドラインや、第 5 回の焼却実証試験の結果が良好であること、また微量 PCB 混入廃重電機器の処理方策についてのとりまとめ案が発表されました。適正な処理体制の構築に向け、今後も検討を進めるとのことです。

資料 微量 PCB 混入廃重電機器の処理に関する専門委員会公聴・資料より

クロマト分析箇所 山田悠貴